

関東運輸局プレスリリース

令和6年3月1日

船員に関する特定最低賃金の改正について

関東運輸局は、管内の4業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、3月31日から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該最低賃金の改正については、国土交通省が管轄しております。

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

関東運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（関東内航鋼船運航業及び木船運航業、関東海上旅客運送業、関東漁業（沖合底びき網）及び関東漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、昨年8月16日に関東地方交通審議会に対し諮問を行い、12月22日に関東地方交通審議会から4業種すべて下記表のとおり引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、関東運輸局では答申どおり改正することを決定し、3月31日から下記のとおり発効することとしましたのでお知らせいたします。

(すべて月額)

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
関東内航鋼船運航業 及び 木船運航業	職員	260,400円 (252,900円)	7,500円 (2.97%)
	若年職員	243,650円 (236,150円)	7,500円 (3.18%)
	部員	201,800円 (194,300円)	7,500円 (3.86%)
	部員（海上経歴3年未満）	192,200円 (184,700円)	7,500円 (4.06%)
関東海上旅客運送業	職員	255,800円 (248,400円)	7,400円 (2.98%)
	部員	194,400円 (187,000円)	7,400円 (3.96%)
関東漁業（沖合底びき網）	1人歩船員	200,000円 (195,200円)	4,800円 (2.46%)
関東漁業（大中型まき網）	1人歩船員	200,500円 (195,500円)	5,000円 (2.56%)

※詳細な適用範囲等につきましては、裏面をご参照願います。

(注)

1. 若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
2. 一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。
3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：関東運輸局管内）

(1) 関東内航鋼船運航業及び木船運航業

国内の各港間のみを航行する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者（サルベージ業に従事する船舶を除く）

(2) 関東海上旅客運送業

旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶及び100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で、2時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者

(3) 関東漁業（沖合底びき網）

沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者

(4) 関東漁業（大中型まき網）

大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者



【問い合わせ先】

国土交通省関東運輸局海事振興部船員労政課 担当：佐藤、宿谷

電話：045-211-7231 FAX：045-201-8788

（配布先）横浜海事記者クラブ、物流専門紙